

第6回 射水市空き家等対策協議会

日 時 令和3年2月9日(火)午後3時

場 所 射水市役所2階会議室201

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 報告事項

協議会等の経過及び進捗状況の報告について . . . 資料1

資料2

(2) 協議事項

特定空家等の措置について . . . 資料3

(3) その他

4 閉 会

(資料一覧)

- 資料1 協議会等の経過
- 資料2 進捗状況の報告
- 資料3 特定空家等の措置

- 参考1 射水市空き家等対策協議会委員名簿
- 参考2 射水市空き家等対策協議会要綱

(用語の説明)

○空家等対策計画

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」第6条に基づき、市町村が、空き家等に関する総合的かつ計画的に実施するために定める計画であり、本市では平成28年度末に策定している。

○空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地。

○特定空家等（法第2条第2項）

- 1 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3 適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
- 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 にある「空家等」をいう。